

議案第 66 号

川崎市民プラザ条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市民プラザ条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 26 年 6 月 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市民プラザ条例の一部を改正する条例

川崎市民プラザ条例（平成 23 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の表利用時間の項中「から午後 9 時まで」を「から午後 8 時まで」に改める。

別表の 1 施設専用利用料の表中

「

楽屋	1,600円	1,900円	1,900円	5,400円
体育室	5,700円	6,700円	7,600円	20,000円

」

を

「

楽屋	1,600円	1,900円	1,900円	5,400円
----	--------	--------	--------	--------

」

に、

「

茶室	5,300円	6,700円	8,000円	20,000円
----	--------	--------	--------	---------

」

を

「

茶室	5,300円	6,700円	8,000円	20,000円	
種 別	午 前	午後 1	午後 2	夜 間	全 日
	9時～12時	0時10分～ 3時10分	3時20分～ 6時20分	6時30分～ 9時30分	9時～ 9時30分
体育室	5,700円	5,200円	5,200円	6,500円	20,000円

」

に改め、同表備考第3項中「夜間」の次に「（体育室にあつては、午前と午後1、午後1と午後2又は午後2と夜間）」を加える。

別表の2設備専用利用料の表備考第1項中「夜間」の次に「（体育室にあつては、午前、午後1、午後2及び夜間）」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、体育室においては、全日の利用区分を単位として利用する場合は、3回として扱う。

別表の2設備専用利用料の表備考第2項中「夜間」の次に「（体育室にあつては、午前と午後1、午後1と午後2又は午後2と夜間）」を加え、同表備考に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、温水プールにおいては、4時間までごとに、1回として扱う。

別表の3個人利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

3 個人利用料

種 別		金 額			
		午 前	午後 1	午後 2	夜 間
		9時～12時	0時10分～ 3時10分	3時20分～ 6時20分	6時30分～ 9時30分
体育室	6歳以上20歳未満の者（小学校入学前の者を除く。） 20歳以上の学生	200円	200円	200円	200円
	20歳以上の者（学生を除く。）	500円	500円	500円	500円
種 別		基本料金		超過料金	
温水プール	3歳以上15歳未満の者 15歳以上の中学生	1人1回2時間まで 200円	超過時間30分までごとに 50円		
	15歳以上の者（中学生を除く。）	1人1回2時間まで 500円	超過時間30分までごとに 125円		
トレーニング室	12歳以上20歳未満の者（小学生を除く。） 20歳以上の学生	1人1回3時間まで 200円	超過時間30分までごとに 30円		
	20歳以上の者（学生を除く。）	1人1回3時間まで 500円	超過時間30分までごとに 80円		
種 別		金 額			
	小学校入学前の者	1人1回			100円
	小学生	1人1回			200円

浴室	12歳以上60歳未満の者（小学生を除く。）	1人1回	500円
	60歳以上の者		無料

別表に次のように加える。

4 駐車場利用料

種 別	基本料金	超過料金
普通自動車	1台1時間まで 200円	超過時間30分までごとに 100円

備考 普通自動車とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車をいう。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

浴室の利用時間及び体育室の利用時間区分を変更すること、駐車場利用料金の上限額を設定すること等のため、この条例を制定するものである。